

判 決 要 旨

1 主文

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

2 理由の要領

(1) 事案の概要

本件は、原告が、経済産業大臣の九州電力送配電株式会社に対する託送料金単価を変更する旨の託送供給等約款の変更認可処分(本件処分)について、①一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(本件算定規則)4条2項は、電気事業法(法)の委任に基づくことなく又は法の委任の範囲を越えて、賠償負担金相当金等の額の算定を規定するもので違憲・違法である、②電気事業法施行規則(本件施行規則)45条の21の2及び45条の21の5は、法律の委任に基づくことなく、接続供給の相手方の一般送配電事業者に対する賠償負担金等の支払義務を課すもので違憲であるとして、上記各規則に基づいてされた本件処分は違法・無効であると主張し、被告を相手に、本件処分の取消しを求める事案である。

(2) 判断の要旨

ア 争点1(原告適格の有無)について

一般送配電事業の供給条件に係る規制の仕組み及び内容、その規制に係る法の趣旨及び目的、一般送配電事業者の託送供給等約款の設定又は変更に係る経済産業大臣の認可の性質及び内容等を総合考慮すると、当該託送供給等約款の定める供給条件により電気の供給を受ける者(小売

電気事業者)は、一般送配電事業者に対してされた当該託送供給等約款の変更に係る経済産業大臣の認可処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。本件において、原告は、本件処分の取消訴訟における原告適格を有するものと認められる。

イ 争点2(行政事件訴訟法10条1項による主張制限の有無)について
本件処分の違法事由に関する原告の主張は、自己の法律上の利益に関係のない違法をいうものであるとはいえず、この点に関する被告の主張は採用することができない。

ウ 争点3(本件算定規則4条2項の合憲性及び適法性)について

法18条1項の文言、法の改正経緯及びその立法過程における議論等を踏まえると、経済産業大臣が経済産業省令において原価等の算定方法を定めるに当たり、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを前提とすること(本件に則していえば、託送供給等に係る供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素である営業費の算定に当たり、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を含めること)も、法の委任の趣旨の範囲内であると解するのが相当である。

そして、本件算定規則4条2項の改正に至る経緯等に照らすと、賠償負担金等は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用であるといえ、これらを託送供給等約款料金に係る原価等(具体的には営業費)の構成要素とした本件算定規則4条2項の規定は、法の委任の趣旨及び所管行政庁である経済産業大臣の裁量権の範囲を逸脱するものとはいえない。

以上によれば、本件算定規則4条2項について、法の委任を欠き、又

はその委任の範囲を超えるものとして無効であるとはいえない。

エ 争点4（本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5の合憲性）について

前記ウにおいて述べたところからすると、一般送配電事業者は、本件算定規則4条2項に適合する料金を定めた託送供給等約款に従って、電気の供給を受ける者から賠償負担金相当金等を回収することとなるところ、本件施行規則45条の21の2等は、原子力発電事業者・一般送配電事業者間、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係が存在することを前提として、原子力発電事業者が賠償負担金等を託送料金の仕組みの中で広く全ての需要家から回収するための一連の手續を規定したものであり、法の規定（強いていえば、本件算定規則4条2項に係る法の委任規定等である法18条1項、同条3項等）を実施するための執行命令として定められたものというべきである。

よって、本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5について、法の委任を欠くものとして、憲法41条に反し、無効であるとはいえない。

オ 結論

よって、原告の請求は、理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

以 上